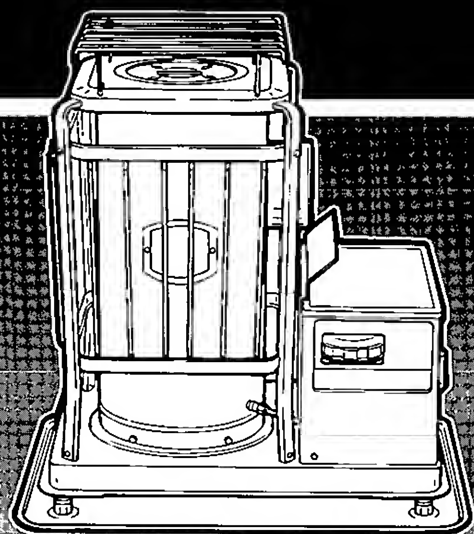
CORONA

コロナ半密閉式石油ストーブ

取扱説明書

正しく使ってじょうずに節約

SV-102BST SV-102BS SV-101BD



もくじ

取扱編

工事編

このたびはコロナ石油ストーブ(SV形)をお買いあげくださいましてありがとうございました。
ご使用になる前に、必ずこの取扱説明書をよく読んで、正しく使用してください。
まちがった取扱いは思わぬ事故や故障の原因となります。
お読みになった後も取扱説明書は保証書と共に必ず保管してください。

⚠警告



KEROSENE ONLY

ガソリン使用禁止
使用燃料：灯油



株式会社コロナ

取　扱　編

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。


警告　この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重傷を負う可能性、または火災の可能性が想定される内容を示しています。


注意　この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例


⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容（左図の場合は一般的な注意）が描かれています。



⦸記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容（左図の場合はガソリン禁止）が描かれています。


❶記号は行為を指示する内容を告げるものです。
図の中に具体的な指示内容（左図の場合は電源プラグをコンセントから抜いてください）が描かれています。



警告（WARNING）

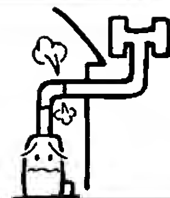
ガソリン厳禁

ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。



煙突外れ危険

煙突が外れたまま使用しないでください。
外れていると運転中に排ガスが室内にもれて、危険です。



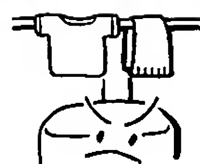
煙突閉そく危険

煙突がつまったり、ふさがれたままで使用しないでください。
閉そくしていると運転中に排ガスが室内にもれて、危険です。



衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでください。
衣類が落下して火がつき、火災の原因になります。



スプレー缶厳禁

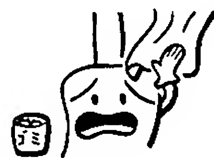
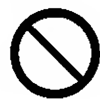
スプレー缶やカセットこんろ用ボンベなどを、ストーブの上や前に放置しないでください。
熱で缶の圧力が上がり、爆発して危険です。



⚠注意(CAUTION)

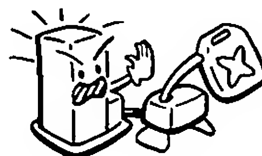
カーテン・可燃物近接禁止

カーテンや燃えやすいものを近づけないでください。
火災が発生するおそれがあります。可燃物との離隔距離については標準据え付け例（17ページ）を参照してください。

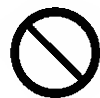
給油時消火

給油は、必ず消火してからおこなってください。
火災のおそれがあります。




異常時使用禁止

万一異常を感じたときは、使用しないでください。
異常燃焼のおそれがあります。

高温部接触禁止

燃焼中や消火直後は、高温部、煙突、枠上部に手などふれないでください。
やけどのおそれがあります。



やかんのせ禁止

やかんなどをのせないでください。
振動や接触によってやかんの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。




分解修理の禁止

故障、破損したら、使用しないでください。
不完全な修理は、危険です。



腰をかけたり、物をのせないで

機器の上にのったり、腰をかけたりしないでください。機器の故障や、やけどのおそれがあります。
機器の上に花びんや水を入れたものなどを置かないでください。水がかかると漏電や故障のおそれがあります。



改造使用の禁止

改造して使用しないでください。
また、ストーブや煙突には床暖房用の熱交換器などを取り付けないでください。
火災や排ガスが室内にもれる原因となり危険です。



換気扇使用禁止

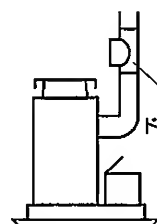
ストーブを使用している同室内で換気扇を使用しないでください。
立消えして爆発燃焼するおそれがあります。
また、換気口・給気口は常に確保し、物などでふさがないでください。




ドラフトレギュレータの取り付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ(別売品DR-1)を取り付けてください。

- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

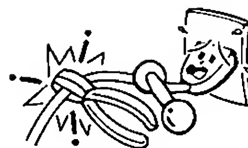
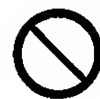




⚠注意(CAUTION)

電源コードを傷めない

電源コードに無理な力を加えたり、物をのせたりしないでください。
また、電源プラグを抜くときは、コードを持って引き抜かないでください。
火災や感電の原因になります。

電源プラグは確実に差しこむ

電源プラグはコンセントに根元まで確実に差しこんでください。
また、傷んだプラグやゆるんだコンセントは使用しないでください。
火災の原因になります。
ぬれた手での抜き差しはしないでください。
感電の原因になります。




長期間使用しないときは電源プラグを抜く

長期間使用しないときまたは保管するときは、必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。
火災や予想しない事故の原因になります。



電源プラグのお手入れをする

ときどきは電源プラグを抜き、ほこりおよび金属物を除去してください。
ほこりがたまると湿気などで絶縁不良になり火災の原因になります。



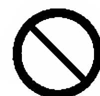
灯油の保管

灯油は、火気、雨水、ごみ、高温および直射日光を避けた場所に保管してください。ガソリンなどといっしょに保管しないでください。
誤って使用すると異常燃焼や火災のおそれがあります。



変質灯油禁止

変質灯油、不純灯油（汚れた灯油、水の混じっている灯油など）を使用しないでください。
異常燃焼や故障のおそれがあります。



初めてお使いになるときの注意

初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼き付くまで煙と臭いが出ます。しばらくの間、窓をあけて部屋の換気をおこなってください。
また、小鳥や小動物などに影響する場合が考えられますので、この間は部屋に入れないでください。



お願い(NOTICE)

機器を廃棄するときの注意

ストーブを廃棄処分するときは、定油面器の灯油を抜きとってください。(11ページ「油量調節器のストレーナの掃除」参照)
灯油を入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。

灯油の廃棄

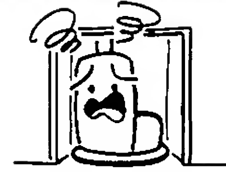
灯油の廃棄処分は、灯油をお買い求めになった販売店にご相談ください。

2 使用する場所

ストーブを安全に使用するためには、場所の選定が大切です。

安全に使用するために

●マントルピースなどには据え付けないでください。



●標高が 1000m を超える高地では使用しないでください。
（空気の濃度が薄いため、燃焼に必要な空気が不足します。）



効果的に使用するために

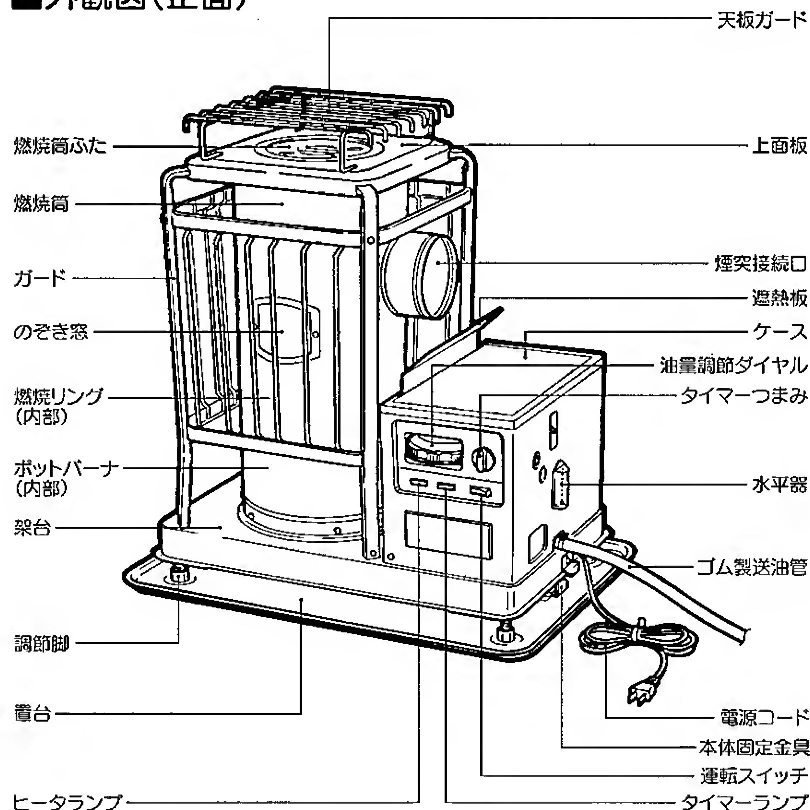
●部屋の保温を工夫し、部屋の温度の調節を心がけましょう。

ストーブの周辺に障害物があると、部屋の温度にむらができるばかりでなく、ふく射熱によってストーブ本体の温度が上昇して危険です。
使用場所には十分注意して効果的に使用してください。

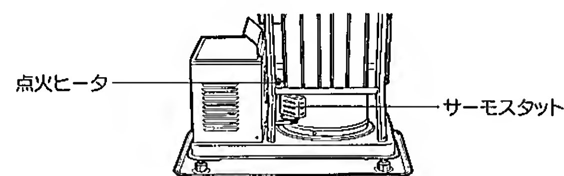
3 各部の名称

SV-102BST

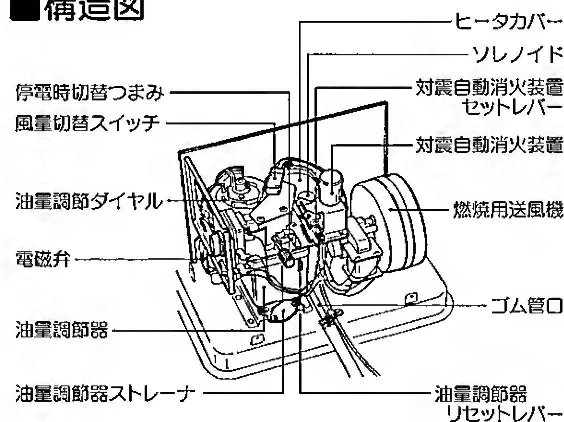
■外観図(正面)



■外観図(背面)

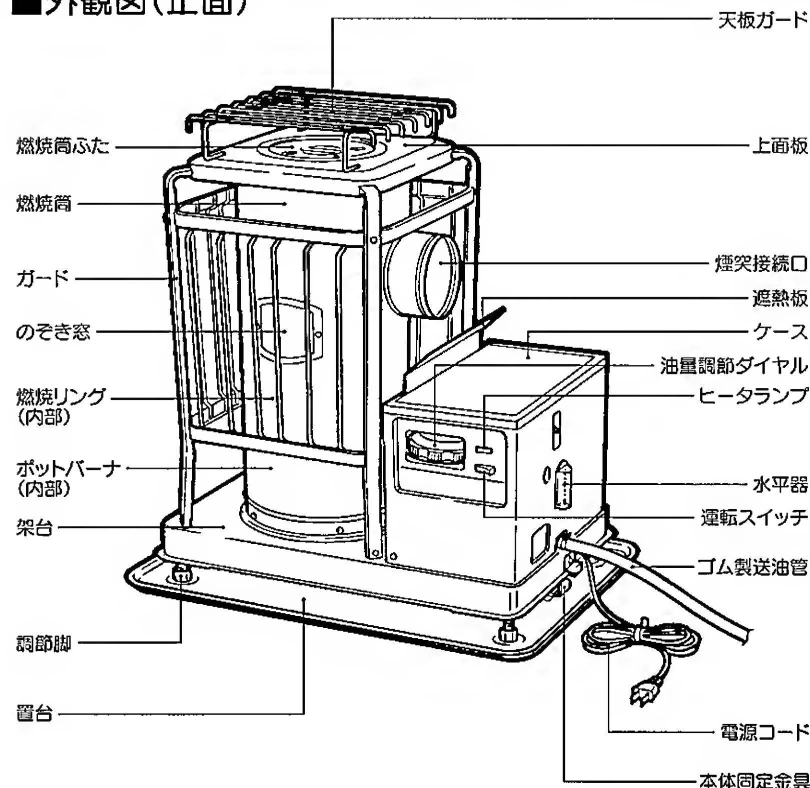


■構造図

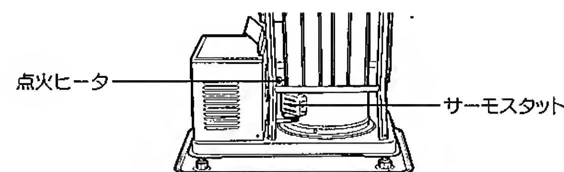


SV-102BS

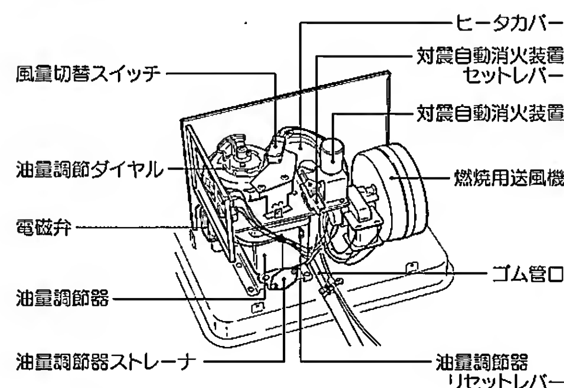
■外観図(正面)



■外観図(背面)

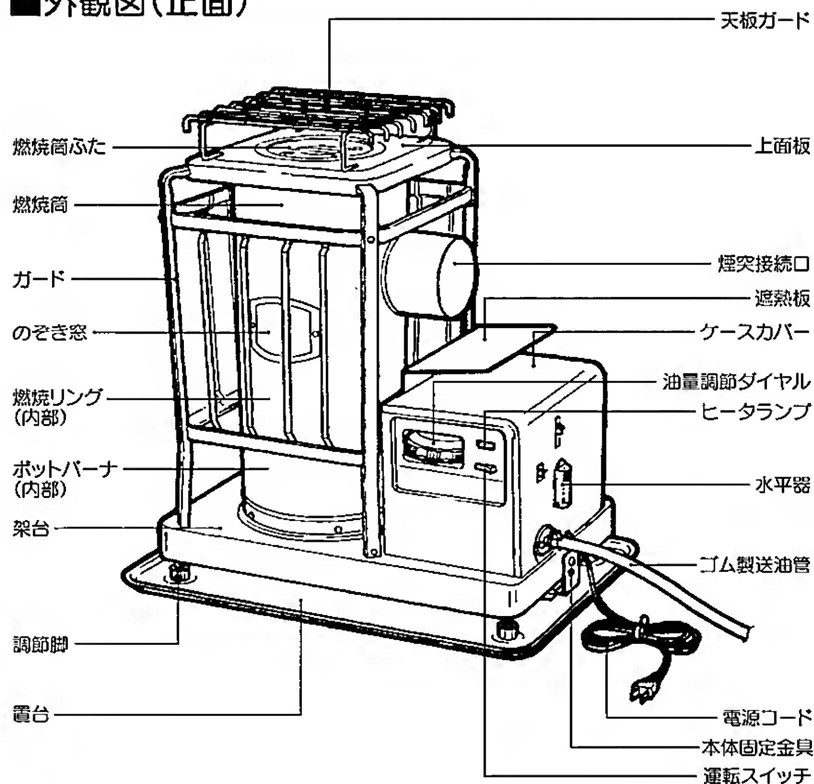


■構造図

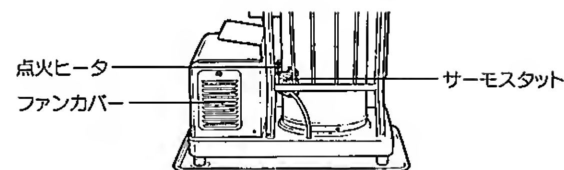


SV-101BD

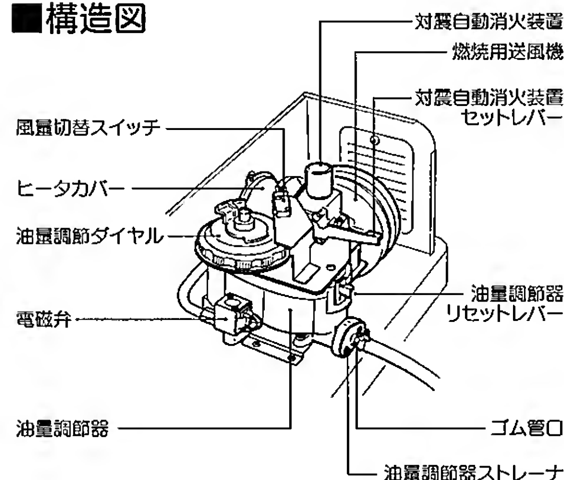
■外観図（正面）



■外観図（背面）



■構造図



4 使用前の準備

燃料

燃料は必ず灯油（JIS1号灯油）を使用してください。



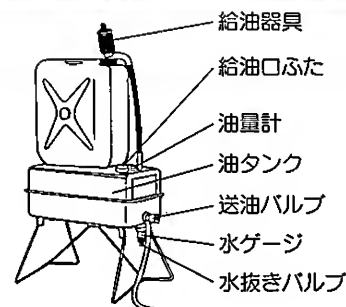
● ⚠警告 ガソリンなど揮発性の高い油は、火災の原因になりますので絶対に使用しないでください。
● ⚠注意 変質灯油、汚れた灯油、水の混じっている灯油などは、絶対に使用しないでください。
● ⚠注意 灯油は、必ず火気、雨水、ごみ、高温および直射日光を避けた場所に保管してください。

給油

■給油の際の手順と注意

1.送油バルブを閉じて給油口ふたをはずし市販の給油器具で灯油を給油してください。
油量計の針が「満」をさしたら給油をやめてください。

2.給油口ふたを必ずもとどおりに締めてください。

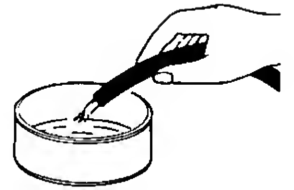


●給油の際に、水、ごみなどを入れないよう特に注意してください。

●給油口ふたは、確実に締めてください。
●こぼれた灯油はよくふきとってください。

■燃料切れの注意と空気抜きの方法

油タンクを空にしないように注意してください。
油タンクを一旦空にしますと、送油経路内に空気がたまり、正常に送油ができなくなることがあります。
このような場合には次の順序で空気抜きをしてください。



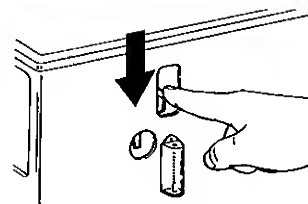
1. 油タンクに給油します。
2. ストーブのゴム管口から、ゴム製送油管をはずします。
3. ゴム製送油管から油が連続して流れ出ることを確かめてからゴム製送油管をもとどおりにストーブに取り付けます。（油がこぼれないように容器を用意してください。）

点火前の準備と確認

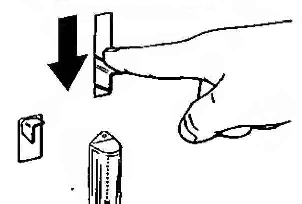
■安全装置のセット、取扱上の注意

1.対震自動消火装置のセット
対震自動消火装置セットレバーをもどらないところまで押し下げてください。
（セットしなければ使用できません。）

SV-102BST・102BS



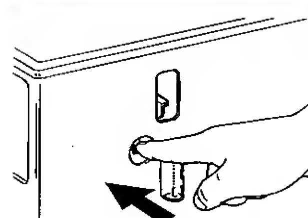
SV-101BD



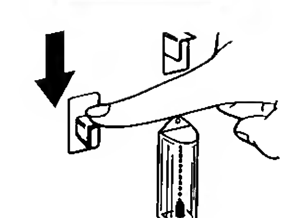
- ●対震自動消火装置セットレバーのセットは、静かに押し下げてください。
- ●ストーブは傾斜している場所や、グラグラする場所では使用しないでください。（消火装置が誤作動する原因になります。）
- ●ふだんは、対震自動消火装置による消火（ストーブに強い衝撃をあたえて消火すること）を絶対にしないでください。
- ●作動後はもとどおりにセットしてください。

2.油量調節器のセット
- 油量調節器リセットレバーをとまるまで押してすぐ手をはなしてください。（SV-102BST·102BS）
- 油量調節器リセットレバーを「カチン」と音がするまで下に押します。（SV-101BD）

SV-102BST・102BS



SV-101BD



- ●ストーブの油量調節ダイヤルは必ず「消火」にしておいてください。
- ●油量調節器リセットレバーは、静かに押してください。また、油タンクの送油バルブを開いた状態でリセットレバーを長く押していますと、油量調節器より油があふれ出ることがありますので注意してください。

■送油経路の油もれ確認

油タンクや送油管の接合部などから油もれがないかどうか確認してください。

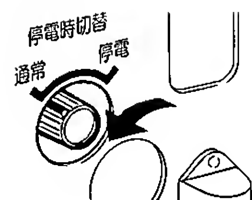
■電気配線の確認

- ●⚠注意 電源プラグをコンセントに刃の根元まで確実に差し込んでください。
- ●電源コードが煙突などの高温部にふれるおそれのないことを確認してください。

ご注意 電源プラグ・コードの発熱・発火を防ぐために……
- ●電源は、必ず適正配線された単相100Vのコンセントを使用してください。
- ●電源コードは、途中で接続したり延長コードの使用、他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。

■停電時切替つまみのセット SV-102BST

停電時切替つまみを「通常」に合わせます。



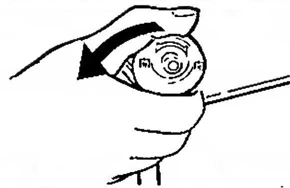
- ●常に「通常」になっていることを確認してください。
- ●「停電」に切替えて使用するときは（10ページ）の「停電時、燃焼を続けたいとき」をよく読んでください。

5 使用方法（使い方）

運転開始（点火）

■点火順序

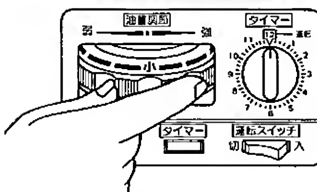
1.油タンクの送油バルブを開いてください。

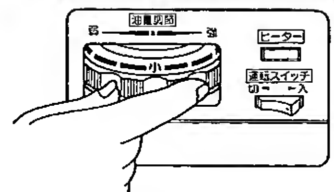


SV-102BST

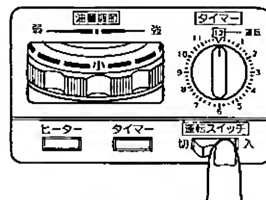
SV-102BS・101BD

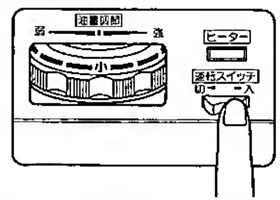
2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。





3.電源スイッチ「入」を押してください。
ヒータランプが点灯して点火ヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。



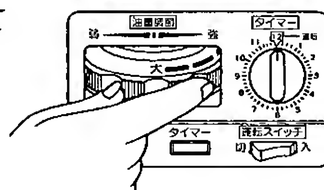


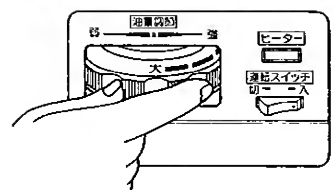
火力調節

ヒータランプ消灯（点火後10分位）後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」～「大」の間で、ご希望の火力に合わせてください。

SV-102BST

SV-102BS・101BD





■炎の状態

ストーブの据え付けやドラフトの関係で、炎は多少変化します。

運転停止（消火）

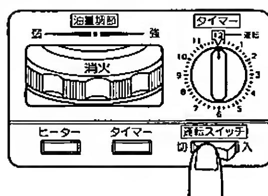
■消火順序

SV-102BST・102BS

1.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。

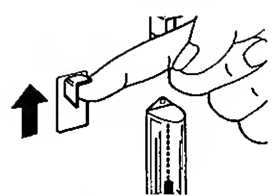
2.火が消えたことを確かめ、ポットバーナが冷却してから運転スイッチ「切」を押してください。

3.油タンクの送油バルブを閉じてください。



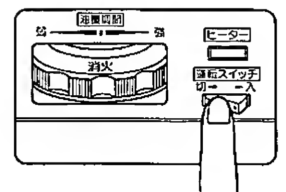
SV-101BD

1.油量調節器リセットレバーを“カチン”と音がするまで押し上げてください。



2.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。

3.火が消えたことを確かめ、ポットバーナが冷却してから運転スイッチ「切」を押してください。



4.油タンクの送油バルブを閉じてください。

● ⚠注意 **2日以上家をあけるなど、長時間使用しない場合は念のため電源プラグをコンセントから抜いておいてください。**

●消火後は必ず電源スイッチを切ってください。

「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。

●外出のときは、必ず消火してください。

消火後、再点火するときの注意

■油量調節ダイヤルで消火した直後の再点火

●消火直後の再点火は、15分位待って、ポットバーナが冷却し、ヒータランプが点灯したら油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせてください。
消火後すぐ灯油を流しますと、ポットバーナの余熱で暖められた灯油に一度に火がついて炎が高く上昇することがあり危険です。

■灯油が切れて自然に消火し、再点火するとき

1.油量調節ダイヤルを「消火」にし、電源スイッチを切ってください。

2.給油して、ストーブが冷却していることを確かめてから、

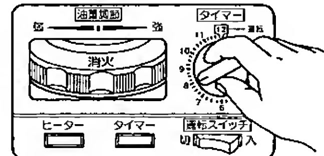
3.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせ、電源スイッチを入れてください。
このとき必ずヒータランプが点灯していることを確かめてください。
ヒータランプが点灯していない場合は、油たまりとなりますので、油量調節ダイヤルを一旦「消火」にし、ヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせてください。

タイマーの使用方法 SV-102BST

■タイマーセット方法

お目覚めの1時間前位に点火するようにタイマーをセットしておきますと、お目覚めになったときお部屋が暖かくなっています。

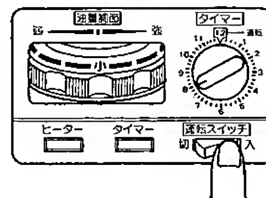
1.タイマーつまみを回して、点火したい希望の時間数に合わせてください。



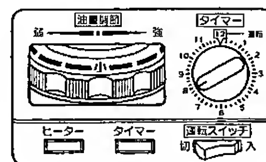
2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせ、電源スイッチを入れてください。

- タイマーをセットしますとタイマーランプが点灯して、セット完了をお知らせします。

- 合わせた時間数が経過しますと、タイマーランプが消灯し、ヒータランプが点灯して、自動的に点火、燃焼を開始します。



- 右の図は、現在の時刻を夜の10時として、翌朝の6時（8時間後）に自動運転するようにセットした状態です。



●燃焼中のタイマーセットは避けてください。燃焼中にタイマーセットをしますと、送風機が停止し、のぞき窓がすすけることがあります。タイマーセットは一旦油量調節ダイヤルで消火し、ポットバーナが冷却したことを確かめてからおこなってください。
●タイマー点火するとき、ストーブ側面の停電時切替つまみが「停電」になっていますと、タイマーをセットしても消火せずに燃焼を続けますので、必ず停電時切替つまみが「通常」になっていることを確認してからセットしてください。
●タイマーのつまみを垂直の状態から、右方向2時間以内にセットする場合は、必ず一旦2時間以上に回してから戻しながらセットしてください。
セットのときタイマーランプが点灯しないときは、セットされていませんのでもう一度同じようにセットしてください。
●タイマー設定では、タイマーつまみのセット具合および電圧変動などで多少の時間誤差が出ることがあります。
●タイマー点火するときは、油タンクの送油バルブは開いたままにしてください。
●おでかけのときのタイマー点火は避けてください。

停電時、燃焼を続けたいとき SV-102BST

停電時、燃焼を続けたいときは、停電したらすぐに停電時切替つまみを「停電」に切替えてください。
このとき、必ず火種のあることを確認してください。



- ●火種のないときには絶対に切替えないでください。誤って切替えたときには、ポットバーナに油がたまっていますから、次の項目「ポットバーナに油をためてしまったとき」を読んで、たまった油を取り除いてください。
- ●停電時の燃焼は自然通気燃焼ですから、煙突の高さが標準寸法（20ページ参照）以下の場合はうまく燃焼しません。したがって停電時の使用はできません。
- ●再び通電したら必ず「通常」に戻してください。「通常」に戻しませんとタイマーセットしても消火せずに燃焼を続けます。

ポットバーナに油をためてしまったとき

- ●消火しているときに油量調節ダイヤルをうっかり開きっぱなしにすると、ポットバーナに灯油がたまります。このまま点火すると異常燃焼したり、点火不良となります。
ボロ布などでポットバーナ内の灯油をふきとってから点火してください。（12ページ「ポットバーナの掃除」参照）
- ●ポットバーナに油がたまったことに気づかないで点火したときは、ポットにたまった灯油が燃えつきるまで炎が大きくなって燃焼します。
このようなときはすぐ油量調節ダイヤルを「消火」に合わせ、たまった灯油が燃えきって正常火力にもどるまでそのままお待ちください。
正常火力になったら油量調節ダイヤルを希望の目盛に合わせてください。

6 安全装置

対震自動消火装置

- ●地震（震度約5以上）や強い振動、衝撃を受けた場合、自動的に消火します。
- ●地震によって作動した場合、周囲の可燃物、ストーブの損傷、油もれ、煙突の外れなど異常がないことを確認してから再点火してください。
- ●再点火は油量調節ダイヤルを「消火」に合わせてから対震自動消火装置セットレバーをセットし、ポットバーナが冷却してヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを「小」に合わせて使用してください。

停電安全装置

SV-102BST

- ●停電や電源プラグが抜けたときは停電安全装置の働きで自動的に消火します。
- ●再び通電したときは、燃焼室が一旦冷却して、ヒータランプが点灯してから点火してください。

SV-102BS・101BD

- ●停電や電源プラグが抜けたときは自動的に安全油量に切り替わり、自然通気で燃焼します。

煙突の高さが標準寸法以下（20ページ参照）の場合はうまく燃えませんので消火してください。

- ●通電後は自動的に油量調節ダイヤルの火力で強制通気燃焼にもどります。

7 日常の点検・手入れ

点検、手入れのときの注意

点検・手入れは消火後、ポットバーナが冷却してから、必ず電源プラグをコンセントから抜いておこなってください。

⚠注意 電気部品の分解や市販品との交換は絶対にしないでください。

点検、手入れの必要事項、時期、方法

■周囲の可燃物（使用ごと）

● ⚠注意 ストーブの周囲は、常に整理・掃除し、燃えやすいものを置かないでください。

■ほこり・汚れ（使用ごと）

●ほこりや汚れをそのままにしておきますと、油がしみたりして危険です。
ストーブはいつも清潔にしてご使用ください。

■油もれ・油のたまり・油のにじみ（使用ごと）

●置台・油タンクに油もれ・油のたまりや油のにじみがないか、ときどき点検してください。
また、給油の際にこぼれた灯油は、よくふきとってください。

●油もれのある場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。

■ゴム製送油管の点検・交換の目安（シーズンの初め）

● ご注意 ゴム製送油管は、屋外で使用しないでください。屋外での使用は禁止されています。

●屋内でゴム製送油管を使用しているときは、膨潤、収縮、変質、変形、ひび割れがないか確認し、欠点のあるときは交換してください。交換の目安は、3年に一度です。

■油タンク（シーズンの初め、適時）

●油タンク内は、水やごみがたまりやすいものです。給油のとき、点検してください。
油タンク内の水抜きおよび清掃は、油タンク付属の取扱説明書にしたがっておこなってください。

■煙突の接続部のゆるみおよびトップの周囲（シーズンの初め、適時）

●煙突の接続部、煙突トップのはずれがないかを点検してください。煙突が腐食して、穴があいているものは危険ですので新しい物と交換してください。

●煙突の近くには、燃えやすい物を置かないでください。

●煙突内は結露で生じた水滴が凍ってつまると危険です。点火時に、煙突のつなぎ目やストーブより異常な煙が出たら消火して、煙突内部を点検してください。

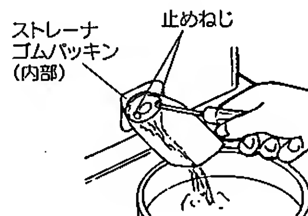
■油量調節器のストレーナの掃除（適時）

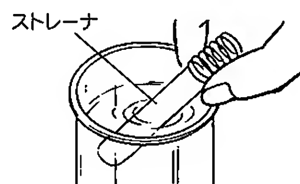
●油量調節器には、水分やごみを除くためのストレーナがついています。水やごみがたまると、灯油の流れを妨げて、十分な火力が出なくなります。シーズンの終わりには、次のように掃除してください。

1.油タンクの送油バルブを閉じてください。

2.ストレーナの掃除口に荷札などの厚紙を差し込んで、油ガイドを作り、その下に容器を置いてストレーナの止めねじをゆるめてはずしてください。油量調節器内の汚れた灯油やごみが全部流れ出ます。

3.ストレーナを取り出して、きれいな灯油の中ですすぎ洗いをしてください。（水で洗わないでください。）

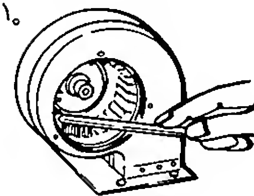




組み立てるときは
●ストレーナゴムパッキンを忘れないようにしてください。
●ストレーナを逆に入れないでください。
●ストレーナの止めねじを固く締め付けてください。
●油もれがないか確かめてください。

■燃焼用送風機の掃除（年１回以上）

●燃焼用送風機ファンにごみやほこりがたまると、送風力が弱くなり燃焼が悪くなったり、音が大きくなってくることがあります。このようなときには、燃焼用送風機ファンのほこりを取り除いてください。



1.ケースまたはファンカバー（SV-101BDのみ）をはずして、ブラシなどで静かにほこりを取り除いてください。

2.掃除終了後は、ケースは必ずもとどおりに取り付けてください。

燃焼用送風機ファンに力を加えますと、曲がりや傾きが生じて、回転のときに音が出ますので力を加えないようにしてください。

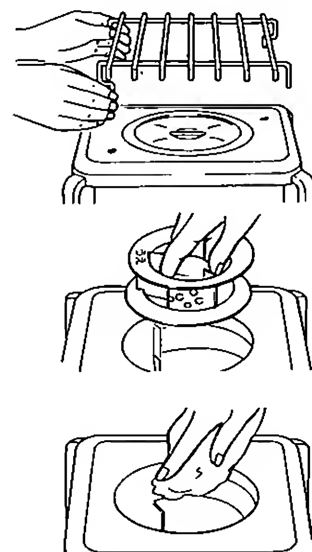
■点火ヒータの点検（シーズンの初め）

点火ヒータや点火しんにすすが付着しますと、赤熱が低下したり、油の吸上げが悪くなったりして点火しにくくなり、着火不良の原因になります。ときどき、点火時燃焼筒ふたをはずして燃焼筒の中をのぞき、点火ヒータが正常に赤熱して点火するか確認してください。

●点火ヒータの脱着は入念に行う必要がありますので（燃焼用空気の気密性保持のため）、必ずお買い求めの販売店に依頼してください。

■ポットバーナの掃除（適時）

●ポットバーナにすすがついて、炎の形が不揃いになったときや、ポットバーナの底にすすやカスがたまりすぎて着火がおそくなったときは、次のようにしてすすを取り除いてください。



1.天板ガードをはずし、燃焼筒ふたをはずしてください。

2.燃焼リングを取り出してください。

3.点火ヒータ、点火しんをいためないように、ポットバーナ内部のすすをドライバーなどでかき落としてから、布などでふきとってください。

4.掃除が終わりましたら、もとどおり正しく組み立ててください。

●組立てのとき燃焼リングは上下逆に入れないよう注意してください。「うえ」の刻印を確かめてください。
●ポットバーナ、燃焼リングを損傷したまま使用しますと、燃焼が悪くなります。ドライバーなどでつついてみて穴があいたり、欠けた場合は新しいものと交換してください。

■のぞき窓の掃除（適時）

●煙突の設置不良のときや油量を絞りすぎたとき、あるいは、油たまりをおこしたりしますとのぞき窓がすすけることがあります。のぞき窓がすすけて炎が見えにくくなったときは、燃焼筒ふたをはずして、のぞき窓をふいてください。

のぞき窓には、水をかけたり、衝撃を与えたり絶対しないよう注意してください。

■地震などの災害が発生したときの点検について

地震などの災害が発生し、ストーブに振動や衝撃が加わったときは、運転前に必ず次の点検をおこなってください。

- 煙突まわりのはずれ、もれの確認
- 灯油配管からのもれの確認

●点検で異常が見つかった場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。

8 定期点検

長期間ご使用になりますと、ストーブの点検が必要です。

●2年に1回程度、シーズン終了後などにお買い求めの販売店または、修理資格者〔(財) 日本石油燃焼機器保守協会(TEL 03-3499-2928) でおこなう技術管理講習会修了者(石油機器技術管理士) など〕のいる店などに点検依頼されることをおすすめします。

9 故障・異常の見分け方と処置方法

使用中に異常がありましたら、次表により原因を調べて処置をしてください。

●原因のわからないときや、処置のむずかしいときは、お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

現象 / 原因	電源が入らない	点火しない	炎が大きくならない	黒煙を出して燃える	使用中に消火する	油もれがある	においがする	処置方法
点火ヒータの断線		●						販売店に修理を依頼する
点火ヒータと点火しんとの位置関係が悪い		●						販売店に修理を依頼する
対震自動消火装置が作動した		●						セットレバーを矢印位置にセットする
送油バルブが閉まっている		●			●			開く
ゴム製送油管に空気だまりがある		●	●		●			ゴム製送油管を振る／山形になっているところは平に直す
ゴム製送油管締付バンドがゆるんでいる						●		締め直す
油量調節器の水・ごみの目づまり		●	●		●			送油バルブを締めてストレーナをはずして掃除する／油タンクの水を抜く
油量調節器の故障		●	●	●	●			販売店に修理を依頼する
ストーブが傾斜している				●				ストーブを水平に調節する
煙突の横引きが長過ぎる／煙突が短い／煙突が細い				●				煙突設置基準の通り直立部分を増す／φ106㎜の煙突を使用する
煙突のドラフトが強過ぎる			●					煙突の高さを調べる／ドラフトレギュレータを付ける
煙突工事不適当のため、逆風現象がある					●		●	煙突の取り付けを適正にする
煙突のつまり				●	●		●	煙突を掃除する
燃焼リングの取り付けが悪い				●				正しく取り付ける
燃焼用送風機にほこりがたまって風が弱くなっている				●				燃焼用送風機ファンのほこりをブラシなどで掃除する
サーモスタットの故障		●						販売店に修理を依頼する
電源スイッチの故障	●	●						販売店に修理を依頼する
点火トランスの故障		●						販売店に修理を依頼する
ポットバーナ内にすすがたまっている		●	●	●				ポットバーナ内のすすをとる
タイマーツマミが正位置にない (SV-102BST)		●						タイマーつまみを垂直にセットする
ソレノイドの故障 (SV-102BST)		●						販売店に修理を依頼する

10 部品交換のしかた

部品交換のときの注意

⚠注意 不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要の場合には、お買い求めの販売店または、修理資格者〔(財) 日本石油燃焼機器保守協会でおこなう技術管理講習会修了者(石油機器技術管理士)など〕のいる販売店にご相談ください。

部品交換は コロナ純正部品 とご指定ください。

部品ご入用の際には、コロナ製品取扱販売店で必ずコロナ純正部品とご指定ください。
純正部品以外の部品をご使用になりますと、性能が十分に発揮されないばかりか、ストーブを損傷したり思わぬ事故の原因になります。

11 保管（長期間使用しない場合）

設置したままで保管する場合や、しまわれるときは、日常の点検・手入れの項を参照し、次の要領で保管してください。

1．電源プラグをコンセントから抜いてください。
- ● ⚠注意 設置したままで保管する場合も必ず、電源プラグは抜いてください。

2．油タンクの灯油はすっかり出してください。
- ●中に水分やごみを残したままにしておきますと、油タンクが腐食する原因になります。

3．油量調節器の中の灯油を抜いてください。

4．塗装部分は、しめった布で汚れを落としてから、からぶきしてください。

5．燃焼筒のサビなどがあるところをペーパーで磨き「補修用の塗料」（別売）で塗装してください。

6．内部のごみやほこりを取り除いてください。

●傾けたり、横倒しの状態では絶対に保管しないでください。
●取扱説明書は大切に保管してください。

12 仕様

型式の呼び		SV-102BST	SV-102BS	SV-101BD
種類		ポット式・屋内用・強制通気形・自然対流形		
点火方式		電気点火式		
使用燃料		灯油（JIS 1号灯油）		
燃料消費量	最大	0.850L/h		1.039L/h
	最小	0.18L/h		
発熱量	最大	31,480kJ/h		38,480kJ/h
	最小	6,670kJ/h		
熱効率	最大	67.0%		
	最小	58.7%		55.9%
暖房出力	最大	5.86kW		7.16kW
	最小	1.08kW		1.03kW
標準適室	温暖地	木造 25.0㎡(15畳)まで コンクリート 34.5㎡(21畳)まで		木造 29.5㎡(18畳)まで コンクリート 41.5㎡(25畳)まで
	寒冷地	木造 25.0㎡(15畳)まで コンクリート 39.5㎡(24畳)まで		木造 31.5㎡(19畳)まで コンクリート 49.5㎡(30畳)まで
外形寸法（置台を含む）		高さ510㎜ 幅538㎜ 奥行383㎜		高さ575㎜ 幅538㎜ 奥行383㎜
質量		16.0kg		17.2kg
電源電圧及び周波数		100V 50/60Hz		
定格消費電力		点火時 80／76W 燃焼時 25／23W	点火時 80／79W 燃焼時 19／18W	点火時 85／84W 燃焼時 20／19.5W
煙突の呼び径		106㎜（3寸5分）		
煙突の壁貫通部の孔径		110㎜		
排気温度		550℃以下		600℃以下
安全装置		対震自動消火装置・停電安全装置		
付属品		置台1個、ゴム製送油管1本、ゴム製送油管締付バンド2個、天板ガード1個、本体固定金具2個（ねじ2個）		

標準適室は、社団法人・日本ガス石油機器工業会の算定基準によります。

13 アフターサービス

保証について

●このコロナ石油ストーブには保証書がついています。
保証書は、必ず「お買い上げ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、販売店からお受け取りください。内容をよくお読みのあと、大切に保管してください。
●保証期間はお買い上げ日から1年間です。
●次のような原因による故障および事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。（詳しくは保証書をお読みください。）
- 変質灯油や不純灯油など、また灯油以外の燃料使用による故障や事故
- 誤った使用方法による故障や事故

修理を依頼されるときについて

●「故障・異常の見分け方と処置方法」（13ページ）にしたがってお調べください。直らないときは、ご使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてからお買い上げの販売店にご連絡ください。
●ご連絡いただきたい内容は次の通りです。
①品名　②型式の呼び　③お買い上げ日　④故障の状況（できるだけ具体的に）
●修理に際しましては、保証書をご提示ください。保証書の規定にしたがって販売店が修理させていただきます。
●保証期間が過ぎているときは、修理すれば使用できる場合には、ご希望により有料で修理させていただきます。
●ご不明な点や修理に関するご相談は、お買い上げの販売店または、この取扱説明書の裏表紙に記載されている「お客様ご相談窓口」にお問い合わせください。
●修理料金は、技術料、部品代、出張料などで構成されています。

■補修用性能部品について
●当社は、この製品の補修用性能部品を製造打ち切り後、7年保有しています。
●補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

■故障・修理の際の連絡先
●お買い上げの販売店または、この取扱説明書の裏表紙に記載されている「お客様ご相談窓口」にお問い合わせください。

14 据え付け

据え付け工事は販売店に依頼する

据え付けや移動工事は販売店または据え付け業者に依頼し、お客様ご自身ではおこなわないでください。

据え付け場所の選定および標準据え付け例

据え付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、販売店または据え付け業者とよくご相談してください。また、「標準据え付け例」については17ページ、「煙突の取り付け」については20～21ページを参照してください。

据え付け後の確認

据え付けが終わりましたら、もう一度、取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、取扱説明書（工事編）に記載されているとおり据え付けられているかどうかを確認してください。

試運転

試運転は販売店または据え付け業者とごいっしょに必ずおこなってください。
試運転（運転準備→運転→消火）の手順については、取扱説明書（工事編）の21～22ページを参照してください。

工　事　編

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書「工事編」には、安全に正しく据え付けていただくために、いろいろな絵表示が記載されています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みになり、据え付け工事をおこなってください。



この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、死亡、重傷を負う可能性、または火災の可能性が想定される内容を示しています。



この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例


⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容（左図の場合は一般的な注意）が描かれています。


⃠記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。


❗記号は行為を指示する内容を告げるものです。
図の中や近傍に具体的な指示内容が描かれています。

⚠警告

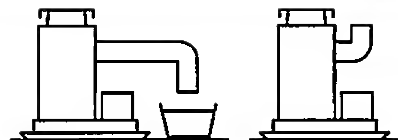
●据え付けや移動は、販売店または据え付け工事業者がおこなってください。
お客様ご自身で据え付けをされ不備があると感電や火災の原因になります。



●据え付けは火災予防条例、電気設備に関する技術基準、電気工事は指定の工事店に依頼するなど法令の基準を守っておこなってください。

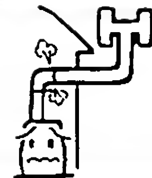


●屋内排気禁止
屋内に排気すると、排ガスが室内に充満して危険です。
必ず屋外に排気してください。





●煙突を確実に接続
煙突を確実に接続し、しっかりと固定してください。
風、振動、衝撃などで外れたりすると運転中に排ガスが室内にもれて危険です。





⚠注意

●次の場所には据え付けない　　火災や予想しない事故の原因になります

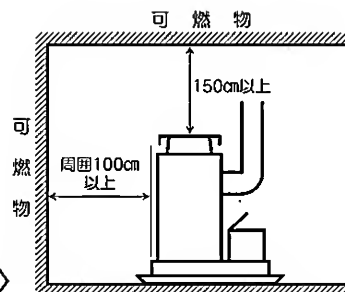


- 水平でない場所、不安定な場所
- 不安定なものをのせた棚などの下
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所
- 燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所または換気のおこなえない場所
- 付近に燃えやすいものがある場所
- 階段、避難口などの付近で避難の支障となる場所
- 防火対策をしていないマントルピース
- 温室、飼育室など人のいない場所

⚠注意

●可燃物との距離を離す

- ストーブおよび煙突から周囲の可燃物までの離隔距離は火災予防条例で規定されています。図のようにしてください。
- ストーブは付属の置台の上に据え付けてください。

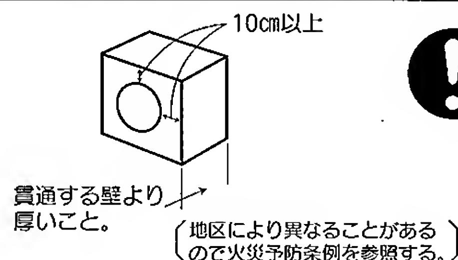


〈標準据え付け例〉



●家屋貫通部の注意

- 煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は必ずめがね石を使用してください。
- 小屋裏、天井裏などにある部分は金属以外の不燃材料で防火上有効な被覆をおこなってください。
- 可燃性の壁・天井・小屋裏・天井裏などを貫通する部分および、その付近では煙突の接続はしないでください。





●煙突の固定

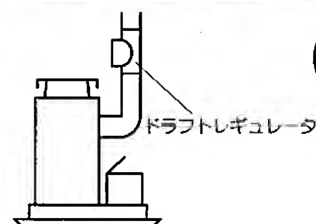
- 煙突は、風や振動などで倒れないよう支え金具や支え線などで固定してください。
- 煙突は、1.5～2mおきに固定金具で固定し、自重を支える部分は支えまたは、吊り金具で堅固に支持してください。



●ドラフトレギュレータの取り付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（別売品DR-1）を取り付けてください。

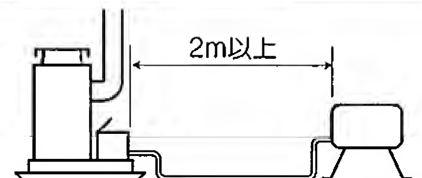
- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合





●油タンクとの距離を離す

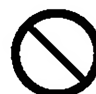
- 油タンクは、ストーブとの間に防火上有効な壁などが無い場合は、2m以上離してください。
- 屋内の床置式の油タンクは、畳やじゅうたんの上は避け、不燃材の床上に据え付けてください。





●ゴム製送油管の屋外使用禁止

ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。
ひび割れを生じて油もれの原因になります。

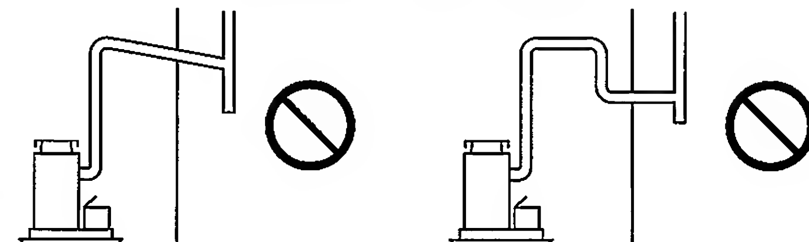


●煙突の点検

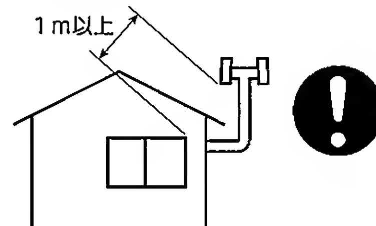
据え付けが終わったら、もう一度点検してください。
次のような取り付けは、危険であったり、不完全燃焼をおこすおそれがありますので、必ず修正してください。



- 下り勾配、下向き曲がり禁止



- トップと開口部は1m以上のこと



2 開こん

梱包箱には、次の付属品が入っていますので確認してください。

部品名	個数	用途
置台	1	ストーブの下に敷く
ゴム製送油管	1	油タンクとストーブとの接続
ゴム製送油管締付バンド	2	ゴム製送油管接続部の締付け
天板ガード	1	上面板の上に取り付ける
本体固定金具（ねじ2個）	2	ストーブと置台の固定

3 据え付け

据付け場所の選定

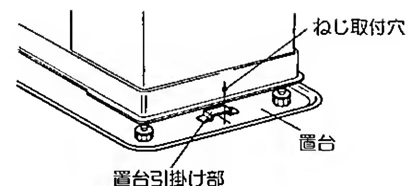
据え付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。16～17ページの「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、販売店または据え付け業者とよくご相談してください。また、「標準据え付け例」については17ページ、「煙突の取り付け」については20～21ページを参照してください。

据え付け方法

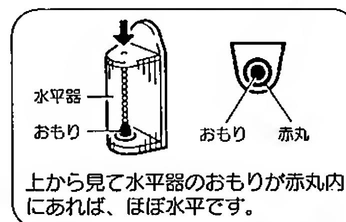
■置台の取り付けと水平調節

ストーブの下には必ず置台を使用し、ストーブを水平に据え付けてください。

1. ストーブを側面のねじ取付穴と置台の引掛け部（2箇所）が一致するように置いてください。

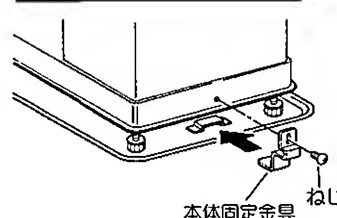


2. 水平器を見ながら４個の調節脚を調節してストーブを水平に据え付けてください。

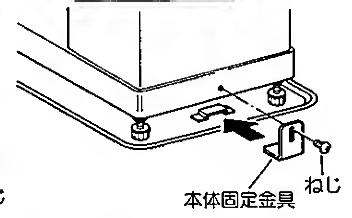


3. 本体固定金具をストーブの側面から、置台の引掛け部に差し込み、付属のねじでストーブに固定してください。固定は、両側面２箇所です。

SV-102BST・102BS



SV-101BD



●ストーブは必ず水平に据え付けてください。燃焼の不具合を生ずるばかりでなく、対震自動消火装置が正しく作動しないおそれがあります。

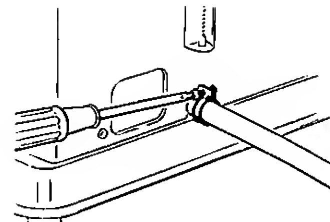
■油タンクの組み立てと据え付け（別売品）

●組み立ては油タンク付属の取扱説明書にしたがっておこなってください。
●油タンク油面は、ストーブ本体設置床面より高さを30cmから２m以内で設置してください。
●油タンクの設置、取り扱いについては、各地区の火災予防条例にしたがってください。

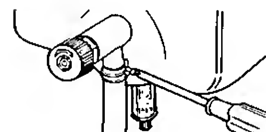
■ゴム製送油管の取付け方

●⚠注意 ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。
●ストーブに付属している以外のゴム製送油管は使用しないでください。

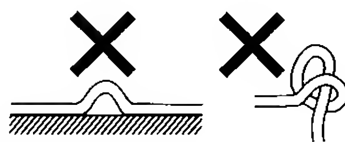
ゴム製送油管は、JIS-S3022「石油燃焼機器用ゴム製送油管」に合格したもの以外は使用しないでください。



●ゴム製送油管にゴム製送油管締付バンドをはめてから、油タンクとストーブのゴム管口に十分押し込み、ゴム製送油管締付バンドで強く締め付けてください。



●ゴム製送油管の途中が山形になったり、もつれたりしていますと、空気がたまって灯油が流れないことがあります。平になるように直してください。



■金属配管（銅製送油管）施工の場合の注意

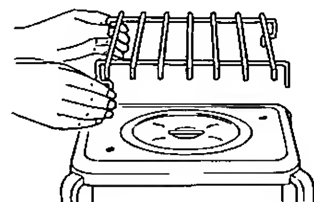
●定油面器へのごみの侵入を防ぐため、配管工事終了後、ストーブと接続する前には必ず配管内に灯油を流して切粉・ごみなどを取り除いてください。

■電気配線

●電源プラグは、必ず適正配線された単相100Vのコンセントに差し込んでください。
●運転時の電源が90V以下および、110Vを超える場合は、故障の原因になることがあります。この場合は、電力会社の指定工事店に依頼して、対策してください。

■天板ガードの取り付け

●図のように天板ガードをストーブ上部の穴2ヵ所に差し込んでください。



4 煙突の取り付け

煙突の径

●煙突は、直径 106 ㎜（３寸５分）を使用してください。

横引き、立ち上がりの標準寸法

●煙突の立ち上がり、横引きの標準寸法は、立ち上がり約 3.6m（４本）、横引き約 1.8m（２本）です。
横引きが標準寸法より長くなる場合は、その長さの 1/2 を立ち上がりに追加してください。
（結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、２ｍ以内にしてください。）
●屋外の立ち上がり部の下端には、水抜きをつけて雨水が入るのを防いでください。
●横引きは 10 分の１以上の上り勾配になるようにしてください。
●横引きはできるだけ短くし、ベンド（エビ曲）は３個以下になるようにしてください。
また、露受けアダプター（別売品）などの取り付けもご検討ください。工事店とよくご相談ください。
●１本の煙突を他のストーブなどと共用することは避けてください。燃焼が悪くなります。

煙突先端（トップ）の位置

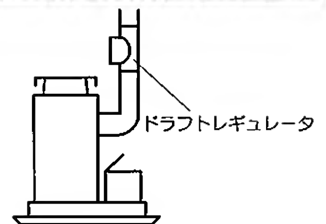
●煙突トップは、屋根面から垂直距離 60 ㎝以上離してください。
●煙突トップから水平距離１ｍ以内に隣接家屋などの軒があるときは、さらにそれより、60 ㎝以上離してください。
●窓などの開口部からは、１ｍ以上離してください。
●煙突トップの位置は建物・立木などの状態をみて、あらゆる方向の風が通り抜ける位置にしてください。

トップの形状

●煙突トップには、逆風防止のための「傾斜Ｈ形トップ」を取り付けてください。

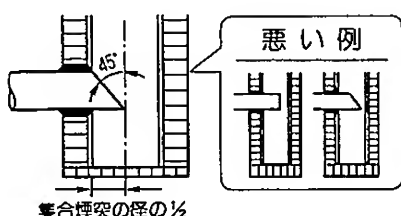
ドラフトレギュレータ（別売品）の取り付け

● ⚠注意 煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（DR-1）を取り付けてください。
- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

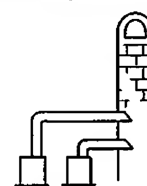


集合煙突を利用する場合のご注意

●集合煙突に差し込む先端は図のようにしてください。

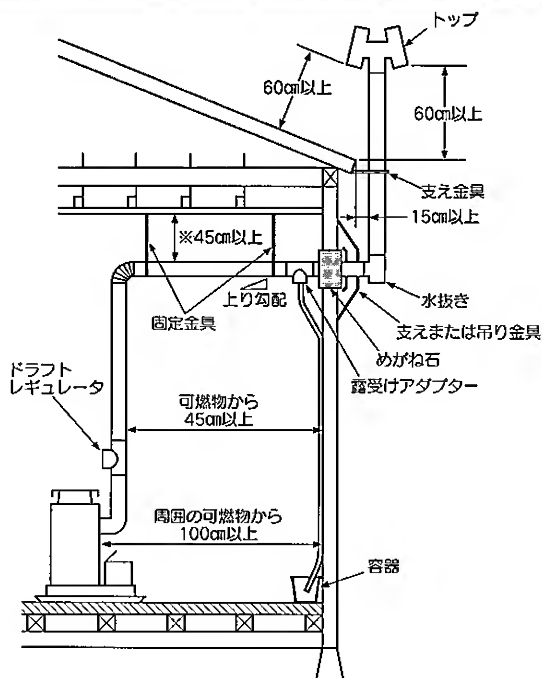


●２つ以上のストーブを使用するときは、横引部分の長い方を上にしてください。



●集合煙突を利用する場合は、設置方法などについて必ず専門業者にご相談ください。

煙突の取り付け図



- 煙突の先端から水平距離１ｍ以内に建物の軒がある場合は、その軒から60 cm以上高くすること。
- 煙突の先端から１ｍ以内に建物の開口部（窓など）がないこと。

- ※印寸法は、煙突が本体から1.8m を越える場合は15 cm以上。
- 煙突は、固定金具で1.5～２ｍ間隔に固定すること。
- 設置の場合は当該地区の火災予防条例にしたがってください。
- 風の強い地域では、必ず、ドラフトレギュレータを取り付けてください。
- 結露水が出る場合には、露受けアダプターを取り付け排出した結露水は、容器に受けてください。
（結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、２ｍ以内にしてください。）

結露水の処理

●煙突の横引き部に結露水が出る場合は、別売の露受けアダプター（USB-1）また、集合煙突の凍結予防には集合煙突凍結防止ヒータ（USB-3）をご使用ください。販売店にご相談ください。

5 試運転

試運転は使用者とごいっしょに必ずおこなってください。

運転準備

● ⚠注意 電源プラグをコンセントに刃の根元まで確実に差し込んでください。
●油タンクに給油し、送油経路の空気抜きをしてください。
●送油経路やストーブより油もれがないか確認してください。
●安全装置をセットしてください。
（対震自動消火装置のセット
油量調節器リセットレバーのセット）
●油量調節ダイヤルは「消火」に合わせておいてください。

運転

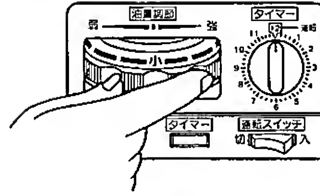
1.油タンクの送油バルブを開いてください。

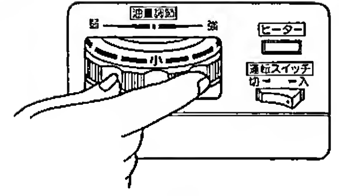
2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。

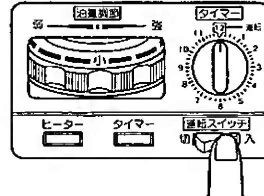
3.電源スイッチ「入」を押してください。
ヒータランプが点灯して点火ヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。

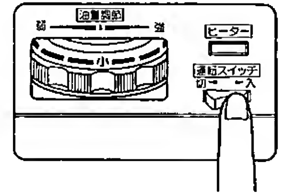
4.ヒータランプ消灯後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」～「大」の間で調節し、火力が変化することを確かめてください。

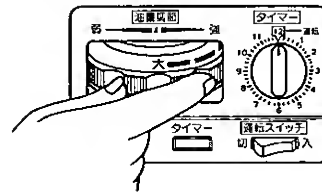
SV-102BST　SV-102BS・101BD

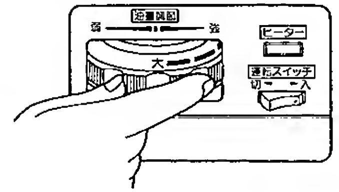












●初めてお使いになるときは、ストーブ内の送油管に灯油がみたされておりませんので、炎が立ち消えることがあります。この場合は、一旦消火して、冷えるのを待ってからもう一度点火してください。
●初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼付くまで煙と臭いがでます。しばらくの間、窓をあけて部屋の換気をおこなってください。
●ドラフトの関係で炎は多少変化することがありますが異常ではありません。（炎が片燃えなどする場合は、煙突の設置状態などを確認してください。）

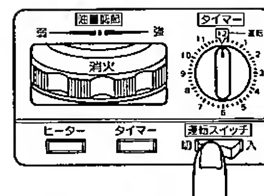
消火の手順

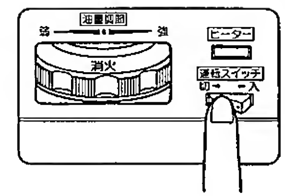
1.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。

2.火が消えたことを確かめポットバーナが冷却してから、電源スイッチ「切」を押してください。

3.油タンクの送油バルブを閉じてください。

SV-102BST　SV-102BS・101BD





●消火後は必ず電源スイッチを切ってください。「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。
●正常運転しない場合は、13ページ「故障・異常の見分け方と処置方法」を参照してください。
●長期間の保管後、再び設置する場合も「試運転」の手順にしたがい、試運転をおこなってください。

6 廃棄するときの注意

●ストーブを廃棄処分するときは、定油面器の灯油を抜き取ってください。
灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。

お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご転居やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。
名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

●アフターサービスのお問い合わせは下記へどうぞ

コロナサービスセンター
フリーコール 0120-919-302
(修理受付専用ダイヤル)
FAX 0120-919-322

携帯電話・PHS等からは最寄のサービスセンターへ直接おかけください。

北海道・青森県・秋田県・岩手県のお客様は最寄のサービスセンターへ直接おかけください。

北海道地区	札幌支店	札幌市白石区平和通16丁目南1-19	〒003-0028	TEL(011)864−0440(代表)	FAX(011)863−3154
	札幌サービスセンター	札幌市白石区米里3条2丁目6-25	〒003-0873	TEL(011)879−2121(代表)	FAX(011)871−2000
	函館営業所	函館市西桔梗町21-2	〒041-0824	TEL(0138)48−6070(代表)	FAX(0138)48−6080
	旭川営業所	旭川市東旭川南1条2丁目2-5	〒078-8261	TEL(0166)37−2330(代表)	FAX(0166)37−2338
	帯広営業所	帯広市西18条北1丁目17-1	〒080-0048	TEL(0155)35−7518(代表)	FAX(0155)35−7510
	釧路営業所	釧路市花園町4-17	〒085-0038	TEL(0154)24−4191(代表)	FAX(0154)24−0451
	北見営業所	北見市美芳町9-1-30	〒090-0064	TEL(0157)26−2103(代表)	FAX(0157)26−2107
東北地区	青森支店	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)742−8255(代表)	FAX(017)742−8275
	青森サービスセンター	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)743−2971(代表)	FAX(017)743−1118
	秋田営業所	秋田市泉中央4丁目4-18	〒010-0917	TEL(018)864−5671(代表)	FAX(018)864−8468
	秋田サービスセンター	秋田市外旭川三千刈109-1	〒010-0802	TEL(018)864−5219(代表)	FAX(018)864−5760
	八戸営業所	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)24−5289(代表)	FAX(0178)45−4290
	八戸サービスセンター	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)47−6609(代表)	FAX(0178)71−1344
	弘前営業所	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)28−3910(代表)	FAX(0172)28−0191
	弘前サービスセンター	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)26−4770(代表)	FAX(0172)29−1133
	盛岡営業所	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)622−4791(代表)	FAX(019)622−5244
	盛岡サービスセンター	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)604−0281(代表)	FAX(019)604−0283
	水沢営業所	奥州市水沢区水沢工業団地4丁目79	〒023-0002	TEL(0197)22−4155(代表)	FAX(0197)22−4452
	仙台支店	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983-0035	TEL(022)235−3181(代表)	FAX(022)236−8810
	仙台サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-31	〒983-0035	TEL(022)783−1791(代表)	FAX(022)783−1792
	郡山営業所	郡山市亀田1-51-9	〒963-8033	TEL(024)938−2240(代表)	FAX(024)938−3021
	山形営業所	山形市東青田3-6-28	〒990-2423	TEL(023)642−3255(代表)	FAX(023)642−3254
	庄内営業所	酒田市錦町1-183-1	〒998-0103	TEL(0234)31−0571(代表)	FAX(0234)31−0581
関東地区	首都圏支店	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3927−1151(代表)	FAX(03)3927−1160
	首都圏サービスセンター	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3911−1131(代表)	FAX(03)3927−1130
	東京営業所	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3927−1152(代表)	FAX(03)3927−1160
	立川営業所	立川市高松町1-22-3	〒190-0011	TEL(042)519−5271(代表)	FAX(042)528−2382
	千葉営業所	松戸市高塚新田95-5	〒270-2222	TEL(047)312−8330(代表)	FAX(047)312−8338
	横浜営業所	横浜市戸塚区原宿4丁目7-13	〒245-0063	TEL(045)852−4008(代表)	FAX(045)852−5540
	甲府営業所	山梨県中巨摩郡昭和町西条2491-2	〒409-3866	TEL(055)268−1567(代表)	FAX(055)268−1569
	北関東支店	さいたま市北区宮原町1-674-2	〒331-0812	TEL(048)651−1722(代表)	FAX(048)651−6370
	さいたま営業所	さいたま市北区宮原町1-674-2	〒331-0812	TEL(048)651−1231(代表)	FAX(048)651−6370
	高崎営業所	高崎市問屋町西1-3-22	〒370-0007	TEL(027)361−4806(代表)	FAX(027)361−9139
	宇都宮営業所	宇都宮市簗瀬町2313	〒321-0933	TEL(028)632−5105(代表)	FAX(028)632−5205
	太田営業所	太田市高林東町2375	〒373-0825	TEL(0276)38−6571(代表)	FAX(0276)38−5508
	水戸営業所	水戸市笠原町653-2	〒310-0852	TEL(029)241−2172(代表)	FAX(029)241−4268
	つくば営業所	つくば市谷田部6788-19	〒305-0861	TEL(029)839−5325(代表)	FAX(029)836−1913
信越・北陸地区	新潟支店	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32−2126(代表)	FAX(0256)35−8519
	三条サービスセンター	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32−2129(代表)	FAX(0256)32−2137
	新潟東営業所	新潟市東区江南1-6-41	〒950-0855	TEL(025)286−9131(代表)	FAX(025)286−3313
	長野営業所	長野市大豆島5312	〒381-0022	TEL(026)221−5111(代表)	FAX(026)221−0039
	松本営業所	松本市笹賀大久保原7852	〒399-0033	TEL(0263)26−0051(代表)	FAX(0263)25−9961
	金沢支店	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0567(代表)	FAX(076)260−0775
	金沢サービスセンター	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0038(代表)	FAX(076)260−0738
	富山営業所	富山市田中町2-3-15	〒930-0985	TEL(076)444−0567(代表)	FAX(076)444−0611
	福井営業所	福井市和田東1-607	〒918-8237	TEL(0776)23−0567(代表)	FAX(0776)23−0580
東海地区	名古屋支店	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746−6600(代表)	FAX(052)884−6551
	名古屋サービスセンター	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746−6603(代表)	FAX(052)884−6554
	静岡営業所	静岡市駿河区高松2-15-30	〒422-8034	TEL(054)238−0005(代表)	FAX(054)238−0006
	静岡サービスセンター	静岡市駿河区高松2-15-30	〒422-8034	TEL(054)238−0016(代表)	FAX(054)238−0822
	岐阜営業所	岐阜市六条南2-7-8	〒500-8358	TEL(058)268−7555(代表)	FAX(058)268−7550
	津営業所	津市高茶屋3-29-38	〒514-0819	TEL(059)234−8471(代表)	FAX(059)234−8472
	沼津営業所	沼津市西椎路888-1	〒410-0303	TEL(055)968−6210(代表)	FAX(055)968−6212
近畿・四国地区	大阪支店	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6380−2111(代表)	FAX(06)6386−7262
	大阪サービスセンター	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6386−5670(代表)	FAX(06)6386−5588
	高松営業所	高松市今里町1-8-5	〒760-0078	TEL(087)835−1711(代表)	FAX(087)835−0160
	京都営業所	京都市伏見区竹田段ノ川原町70-1	〒612-8414	TEL(075)643−2002(代表)	FAX(075)643−0870
	神戸営業所	神戸市西区枝吉5-132	〒651-2133	TEL(078)922−2431(代表)	FAX(078)922−2438
	彦根営業所	彦根市正法寺町南出78	〒522-0024	TEL(0749)24−6239(代表)	FAX(0749)26−2116
	福知山営業所	福知山市荒河東町68	〒620-0061	TEL(0773)22−0827(代表)	FAX(0773)23−7592
中国地区	広島支店	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3310(代表)	FAX(082)871−3306
	広島サービスセンター	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3315(代表)	FAX(082)871−0272
	岡山営業所	岡山市辰巳35-103	〒700-0976	TEL(086)243−7751(代表)	FAX(086)243−7191
	米子営業所	米子市目久美町235-1	〒683-0035	TEL(0859)33−8157(代表)	FAX(0859)23−0709
	徳山営業所	周南市徳山字一ノ井手5631-4	〒745-0882	TEL(0834)22−5567(代表)	FAX(0834)22−5589
九州地区	福岡支店	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474−5771(代表)	FAX(092)474−5775
	福岡サービスセンター	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474−6001(代表)	FAX(092)474−6414
	北九州営業所	北九州市小倉北区愛宕2-6-4	〒803-0828	TEL(093)592−8611(代表)	FAX(093)592−8666
	鹿児島営業所	鹿児島市田上7-16-5	〒890-0034	TEL(099)281−1321(代表)	FAX(099)281−1252
	熊本営業所	熊本市尾ノ上1-11-12	〒862-0913	TEL(096)367−7361(代表)	FAX(096)369−6323
	長崎営業所	長崎県西彼杵郡時津町左底郷浜田74-1	〒851-2106	TEL(095)882−7710(代表)	FAX(095)882−7767
	宮崎営業所	宮崎市霧島3-59-2	〒880-0032	TEL(0985)29−1680(代表)	FAX(0985)25−0685
	大分営業所	大分市三佐1-19-7	〒870-0108	TEL(097)523−5161(代表)	FAX(097)523−5162
沖縄地区	沖縄営業所	宜野湾市宇地泊738 シーサイド・パーク102	〒901-2227	TEL(098)897−5677(代表)	FAX(098)897−5679

01107002

本社・工場	三条市東新保7-7	〒955-8510	TEL(0256)32−2111(大代表)
柏崎工場	柏崎市宝町2-58	〒945-0817	TEL(0257)23−5175(代表)
長岡工場	長岡市下条町倉ノ浦1069	〒940-1146	TEL(0258)22−2121(代表)

株式会社コロナ

206WA0032-0 1 2 3 dsp 20